

淀川水系流域委員会 第 33 回委員会 (2004.9.29 開催) 結果報告		2004.10.8 庶務発信
開催日時:	2004 年 9 月 29 日 (水) 13:35 ~ 17:55	
場 所:	梅田センタービル クリスタルホール	
参加者数:	委員 31 名、河川管理者 4 名 (当日は台風が接近中のため、多くの河川管理者が欠席した)、一般傍聴者 (マスコミ含む) 108 名	
<p>1. 審議の概要</p> <p>ダムWGにおける検討経過に関する意見交換</p> <p>今本ダムWGリーダーより資料 2-1「ダムWGの検討経過について」を用いて説明が為された後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り (例示)。</p> <p>資料 2-1「1. 全般的な課題」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域委員会はダムの地元や移転された方々への責任がある。ダムWGは代替案の実現性を明確に示さなければならない。地元への責任を果たすためには、代替案にどの程度の効果があり、どの部局がどんなシナリオで実現するのか、さらに、地域振興まで含めた具体的な議論をする必要がある。ダムは長い歴史的経緯や地元の方々の犠牲の上に成り立っているので、単に代替案を示すだけではいけない。 ダムの新規目的と既存目的は分けた上で評価する必要がある。琵琶湖の環境改善や水位低下抑制等は新たな目的であり、ダム以前に、さまざまな案を考えて比較評価するべきだ。つまり、ダムの必要性を審議するのは別ルートで検討すべき問題であり、既存のダム目的の検討・評価の中で同列に審議すべきではない。 2) には「ダム建設による悪影響の改善策について検討」とあるが、ダムによる悪影響が非常に甚大で不可逆的なマイナスの影響の場合は、改善策の検討すらできない。河川管理者の現在の説明は「ダムによる影響は無視できるほど小さいのではないか」となっているが、1、2度の調査結果では、はっきりしたことは言えない。非常に重要な問題と考えている。 <p>資料 2-1「2. 機能面の検討課題 (1) 環境」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業や農業はダムの多大な影響を受けている。審議をすべきではないか。 <p>ダムの治水目的を行政評価する際には、プラス効果とマイナス効果を評価することになるが、漁業への影響はマイナス評価で審議される。ダムによるマイナスの結果をどのように防ぐかという面で考慮されることだろう。</p> <p>資料 2-1「2. 機能面の検討課題 (2) 治水」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 高時川の堤防は危険な状態にある。破堤による被害が発生した場合、最高裁の判例は、基本高水の範囲内であれば行政に責任があるとしているが、治水事業は予算上の制約や工期が長期間におよぶため、治水工事を継続している間に発生した被害については行政に責任はないとしている。ただし、緊急に対応しなければ被害が出る恐れがあり、それを怠ったことで発生した被害については、行政に責任がある。高時川の場合は、このケースにあてはまる可能性が十分にある。 高時川は狭窄部ではないので、対象降雨をどのように考えるべきか。狭窄部上流と同じように既往最大規模を対象とすべきか、あるいは、下流域と同じようにいかなる洪水にも対応するとすべきか。「いかなる洪水にも対応する」としても、やはり目標を示さないといけない。 ダム代替案は、いくつかの案を組み合わせた複合案で検討すべき。その際には、いつまでに、どれだけの整備が、どの程度の安全度で達成されるのか、時限的な視点で考えておく必要がある。 		

・狭窄部以外の対象降雨規模については、基礎案や提言で「あらゆる洪水に対して被害を解消・軽減する」としているものの、河川整備計画が対象としている今後 20～30 年で達成する安全度を示さなければ、具体的な審議はできない。委員会で議論を詰めなくてはならない。

・狭窄部上流の目標規模として既往最大の実績流量を対象に検討を進めるのは危険だ。実績だけでは実績以上の雨には対応できない。そもそも実績データは非常に限られたデータでもある。降雨パターンやカバー率等を考慮していかなければならない。

資料 2-1「2. 機能面の検討課題(3) 利水」について

・近年、少雨傾向が顕著になりつつある。現段階で「利水面から見たダム建設は容認できない」とは言い切れないのではないかと。

少雨傾向については、論理的な説得力があるとは思っていない。気象変動が激しくなってきたことは確かだが、未知の要素が多く、これをダム建設の理由にしてよいかどうか議論になるのではないかと(ダムWGリーダー)。

・水需要予測について河川管理者から精査確認の結果が出されていない以上、「新規利水はない」と判断せざるを得ない。ただし、精査確認の結果が出ればダムWGで再検討するので、精査確認結果の提出期限を示しておいた方がよい。

・昭和 14 年の異常渇水では琵琶湖周辺で市民生活に大変な影響を及ぼしたが、平成 6 年の場合は取水制限が行われていることさえ知られていなかった。関西においては利水事業の効果によって、社会経済の根底を揺るがすほどの渇水被害は解消されたと言ってよいのではないかと。

異常渇水時にどのような影響が出るかについてはダムWGでも示したが、渇水の切実さがうまく伝わっていないと思っているので、貯水施設によって渇水被害がどの程度緩和されるのかについても併せて、再度ご説明したい(河川管理者)。

・箕面市では、余野川ダムから府営水道への利水振替を検討している(参考資料 1)。利水に関する各自治体の検討内容については、河川管理者もある程度は把握しているのではないかと。もし把握しているのであれば、小出しであっても、流域委員会に報告して欲しい。

資料 2-1「淀川水系における事業中ダムの論点(表)」について

・塔の島地区は 1500m³/s 整備によって景観がすでに悪化しているため、「歴史的景観の保全」ではなく、「歴史的景観の復元」を目的とすべきだ。

地域部会における検討経過報告

地域部会長より資料 1「前回委員会(2004.8.24)以降の近況報告」を参考に、検討経過および次回以降の予定について報告が行われた。その後、委員長より、河川整備計画進捗状況の調査・検討に対して地域部会として意見をまとめて委員会に提出して頂きたいとの要請があった。

淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会について

河川管理者より資料 4「第 1 回淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会 審議骨子」を用いて、説明がなされた。

今後のスケジュールについて

庶務より今後の開催予定について説明がなされた後、委員長から今後の委員会の運営スケジュールに関して資料 3「ダムの調査検討に係わる検討スケジュール(案)」が諮られ、これが了承された。

配付資料の追加説明

・河川管理者より資料 5「治水経済調査マニュアル(案)」、資料 6「姉川・高時川川づくり会議～治

水対策説明資料～について」の概要について説明がなされた。

2. 一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者4名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）
- ・丹生ダムの代替案が、国から滋賀県に移れば、予算上の制限等から実施にはかなりの時間が必要になる。そうなれば、地元住民は代替案には納得しない。国にはダム代替案から手を引いてもらっては困る。流域委員会は、ダム代替案を実施する場合の国の対応について、事例調査をしてほしい。
 - ・塔の島地区の歴史的景観がすでに破壊されており、復元が必要だという委員の意見に賛成だ。昭和30年代の景観への復元をお願いする。
 - ・琵琶湖総合開発によって - 150cm を利用水位とすることに決まっており、さらに平成6年の異常渇水時でさえ - 123cm に止まったことを考えれば、河川管理者の異常渇水時の危険性に関する説明は根本的に間違っているのではないか。また、大阪市水道局は1人あたり1m³/日の利水権を持っており、こういった利水者間の調整こそが河川管理者のあるべき姿ではないか。

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。